

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号に掲げるたこ漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
たこ漁業(から釣り縄)	西部海域(別記のとおり)	毎年、9月20日から翌年、5月31日まで	36隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和4年4月1日から令和4年5月2日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するなわ数は、次のとおりとする。 西部海域 1, 200枚以内 (3)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4)知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

別記 操業区域

・西部海域

浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4より168度00分の線以西の海域

点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4, 500メートルの点

点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点

点4 点3から152度30分10, 000メートルの点